

家庭用ガス温水暖房契約  
(個別約款)

令和元年10月1日

洲本瓦斯株式会社

## 家庭用ガス温水暖房契約

平成20年12月19日	設定	届出	(平成21年 1月 1日実施)
平成21年 6月10日	改定	届出	(平成21年 7月 1日実施)
平成25年 5月 7日	改定	届出	(平成25年 7月 1日実施)
平成26年 1月27日	改定	届出	(平成26年 4月 1日実施)
平成26年 7月 8日	改定	届出	(平成26年 8月 1日実施)
平成28年 3月 2日	改定	届出	(平成28年 6月 1日実施)
令和 元年10月 1日	改定		(令和 元年10月 1日実施)
令和 年 月 日	改定		(令和 年 月 日実施)

## 目 次

目 次	1
1. 適 用	2
2. 目 的	2
3. 用語の定義	2
4. 適 用 条 件	3
5. 契約の締結	3
6. 使用量の算定	4
7. 料 金	4
8. 単位料金の調整	5
9. 契約の変更または解約	6
10. 精 算	7
11. 設置確認	7
12. そ の 他	7
付 則	7
(別 表)	9
1. 早収料金の算定方法	9
2. 料金表	10

## 1. 適用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

## 2. 目的

本約款は、家庭用温水暖房システムの普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 3. 用語の定義

- (1)「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下「床暖房」といいます。 )とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房(温風暖房を除く。)を行なうシステムをいいます。
- (2)「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。 )とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、暖房乾燥を行なうシステムをいいます。
- (3)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4)「夏期」とは、4月検針分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)から11月検針分(10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで)までの8ヶ月の期間をいい、「冬期」とは12月検針分(11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで)から3月検針分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの4ヶ月の期間をいいます。
- (5)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税及び地方税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額を言います。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては10%といたします。
- (7)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (8)「一般ガス導管事業者」とは、ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事業者としての洲本瓦斯株式会社をいいます。
- (9)「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。

#### 4. 適用条件

床暖房若しくは浴乾を専用住宅又は1 需要場所に設置するガスメーターの能力（ガス小売供給約款）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は、ガス小売供給約款2 2（4）ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が1 0立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまが本約款による契約を希望される場合に適用いたします。

#### 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、本約款を承諾のうえ、当社に本約款による契約を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込があった場合、当社が承諾した時点をもって契約の成立といたします。この場合、当社は料金の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
  - ①新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として1 2ヶ月目の月のガス小売供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
  - ②当社との他の契約の解約と同時に、本約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として1 2ヶ月目の月のガス小売供給約款に定める定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
  - ③契約期間満了に先立って解約又は変更の申込がない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として1 2ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本約款及び他の個別約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時にガス小売供給約款に基づく契約を締結された方が、同一需要場所で本約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが本約款の契約期間満了前に本約款の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが本約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期日を経過しても支払わ

れていない場合は、本約款への申込みを承諾できないことがあります。

- (7) お客さまは、同一需要場所で本約款と本約款以外の当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料金

- (1) お客様は、お支払いの時期により、(4)に定める早収料金または(6)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (2) 当社は、別表の料金表(各料金表の定額基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して、料金を算定いたします。
- (3) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 料金は、料金の支払いがガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(2)により算定されたもの(この場合の料金を以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。
- なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (5) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとし、
- (6) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。
- (7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金、単位料金位料金または調整単位料金をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。
- (8) 料金適用開始日は、契約成立後の初回定例検針日の翌日(初回検針日が一般ガス供給約款16(2)①の場合は初回検針日を含みます。)とし、初回定例検針日までの期間については、ガス小売供給約款の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の個別約款に基づく解約と同時に本約款を適用する

場合は、当該他の個別約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

- (9) お客様の都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)にもとづく1ヶ月当りの基本料金全額とし、従量料金は別表にもとづいて算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を超えて上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(4)の通りといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

$$= \text{基準単位料金} + 0.091 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当り)

$$= \text{基準単位料金} - 0.091 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算の結果の小数点以下第3位以下の端数は切り捨て。

- (2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下の通りといたします。

- ①基準平均原料価格(トン当たり)

88,970円

- ②平均原料価格(トン当たり)

別表の1(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が142,350円以上となった場合は、142,350円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9927$$

+トン当たりLPG平均価格×0.0078

( 備 考 )

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

( 算 式 )

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

## 9. 契約の変更または解約

- (1) ガス小売供給約款、ガス事業法その他関連法令が変更された場合には、当社は契約期間中であっても需給契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 社会的及び経済的変動がはなはだしく契約の存続が不相当と認められる場合、お客さまのガス使用計画に変更がある場合または当社のガス事業の遂行に支障が生じる場合には、契約期間中であっても双方協議して需給契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (3) 契約締結時に想定しなかった当社原材料費の変動、金利動向の変動、その他当社のガス事業をめぐる社会的及び経済的変動のため、当社が本契約及び需給契約に変更が必要であると判断した場合には、お客さまと当社との間で変更について協議するものといたします。
- (4) その他お客さまが下記のいずれかに該当した場合は、期間中であっても、当社は、ただちに需給契約を解約できるものといたします。また、契約の解約時にお客さまが当社に対して支払うべき債務がある場合にはただちに弁済していただきます。
  - ① 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての差押さえ、競売等の申立て、または破産、民事再生、会社更生、特別精算もしくは特定調定等の法的整理手続の申立てまたは開始があったとき。
  - ② 滞納処分による差押さえもしくは保全差押さえまたは保全処分がなされたとき。
  - ③ 解散の決議がなされたとき。
  - ④ 事業の全部または重要な一部もしくは需給契約によるガスを使用する部分



の譲渡または会社分割の決議がなされたとき。

- ⑤自ら振出し、引受けしまたは裏書した手形・小切手が不渡りになる等支払いが停止状態に陥ったとき。
- ⑥お客さままたはお客さまが法人である場合にはその代表者の所在が不明になったとき。
- ⑦お客さまが、ガス小売供給約款に定める供給停止の事由となった状態を当社からの相当期間を定めた是正要求にもかかわらず期間内に是正しないとき。

## 10. 精算

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める総額の103パーセントを乗じた額（1円未満の端数切捨て）とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 11. 設置確認

- (1) 当社は、床暖房・浴乾が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本約款の申し込みを承諾しない、又は速やかに本約款に基づく契約を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) 床暖房・浴乾を取り外した場合は、直ちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、床暖房・浴乾を取り外した場合は、本約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

## 12. その他

- (1) その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 本約款の実施期日

本約款は、令和元年10月1日より実施します。

### 2. 本約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して本約款をご契約のお客さまの料金算定期間の末日が令和元年10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金は、経

過措置として令和元年9月30日まで適用の家庭用ガス温水暖房契約選択約款に基づき算定するものと致します。

( 別 表 )

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単  
位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位  
料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早  
収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づ  
き算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）  
に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月  
までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早  
収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基  
づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早  
収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に  
基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早  
収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に  
基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早  
収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき  
算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早  
収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき  
算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早  
収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき  
算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早  
収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき  
算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間  
の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基  
づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数の切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

## 2. 料金表

### (1) 適用区分

- 料金表A 夏期のご使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 夏期のご使用量が16立方メートルから50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 夏期のご使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。
- 料金表D 冬期のご使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 冬期のご使用量が15立方メートルを越え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 冬期のご使用量が50立方メートルを越え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 冬期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

### (2) 基本料金

- ① 料金表A  
イ) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,265.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	315.92円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,430.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	304.92円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,774.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	241.82円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,265.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	315.92円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,430.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	304.92円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,705.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	299.42円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表G

イ) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	8,261.00円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	236.32円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。